

令和4年度

財政健全化判断比率及び
経営健全化資金不足比率
審査意見書

珠洲市監査委員

5監査 第 13 号

令和 5 年 8 月 22 日

珠洲市長 泉谷 満寿裕 様

珠洲市監査委員 田 島 邦 章

(公印省略)

珠洲市監査委員 中 板 秀 一 郎

(公印省略)

財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度珠洲市財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率の関係書類等を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度 財政健全化判断比率の審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	珠洲市算定値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— %	14.07%	20.00%
②連結実質赤字比率	— %	19.07%	30.00%
③実質公債費比率	14.1%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	27.8%	350.0%	

※ — %は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について…令和4年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、該当なし。

②連結実質赤字比率について…令和4年度の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、該当なし。

③実質公債費比率について…令和4年度の実質公債費比率は14.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について…令和4年度の将来負担比率は27.8%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項等

実質公債費比率については、算定上の分子を構成する実質公債費が増加した反面、交付税算入額や臨時財政対策債の減少等から、算定上の分母を構成する標準財政規模が減少したことにより、前年度と比較すると増加することとなった。

本指標は3か年平均値として算出されるため、前年度の算出根拠であった令和元年度13.6%が除かれ、新たに令和4年単年度実質公債費比率15.2%が加わった結果、3か年平均値は14.1%となり、前年度を0.5ポイント上回っている。

	実質公債費比率 (単年度)			実質公債費比率 (単年度)
令和元年度	13.6	→	令和2年度	13.8
令和2年度	13.8		令和3年度	13.5
令和3年度	13.5		令和4年度	15.2
3年平均値	13.6		→	3年平均値

今後、人口減少や少子高齢化、自然・社会・経済の動向や変化等が財源の確保に影響することが懸念されるとともに、近年実施した大型事業による地方債の償還に伴い、更なる実質公債費比率の上昇がここ数年予想される。知事の許可を必要とする18%を超えることのないよう特に注意されたい。

将来負担比率については、早期健全化基準(350%)を下回っており、健全な比率と言える。令和4年度は、将来負担比率を算出する数式では、算定上の分母を構成する標準財政規模が減少したが、算定上の分子を構成する将来負担額の減少割合が大きく、前年度と比較すると1.0ポイント減少している。

今後も新保育所や奥能登クリーン組合のごみ焼却施設、一般廃棄物埋立処分場、スズ・シアター・ミュージアム付帯施設等、起債による大きな事業の償還が予定されている。また、令和4年、5年と2か年にわたり発生した地震災害による本市財政への影響も懸念される場所である。自然災害や、国や県の社会・経済の動向を注視しながら、将来的に負担すべき地方債償還額を的確に把握するとともに、企業会計の地方

債償還額、退職手当支給予定額等、将来的に財政負担になる経費等を適正に把握され、計画的な財政運営を望むものである。

令和4年度 経営健全化資金不足比率の審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
1 病院事業会計	— %	20.0%
2 水道事業会計	— %	20.0%
3 下水道事業会計	— %	20.0%

※ — %は、資金の不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

令和4年度の上記3会計は、いずれも資金不足を生じておらず、該当なし。

(3) 是正改善を要する事項等

いずれの会計においても、一般会計からの補助金等の繰入れにより、経営のバランスが保たれている状況にある。今後も収益をあげるためにも、一層の事業の合理化と効率化を図るとともに、経費の節減や事業の集約を工夫し、より少ない経費で適正な行政サービスの提供ができるよう、努力が必要である。